

特許庁委託事業

ASEAN 主要国における  
知的財産鑑定の制度・運用に関する調査

2020年1月

日本貿易振興機構（JETRO）  
バンコク事務所 知的財産部

## 目次

第 1 章	はじめに .....	1
第 2 章	調査事項及び調査手法 .....	2
1.	公的機関による鑑定制度 .....	2
2.	私的機関による鑑定制度 .....	2
第 3 章	調査結果 .....	3
第 1	タイ .....	3
1.	公的機関による鑑定制度 .....	3
2.	私的機関による鑑定制度 .....	3
(1)	法律事務所 .....	3
(2)	大学・研究機関等 .....	4
第 2	ベトナム .....	5
1.	公的機関による鑑定制度 .....	5
(1)	ベトナム知的財産研究所 .....	5
(2)	著作権等専門センター .....	12
2.	私的機関による鑑定制度 .....	15
(1)	法律事務所 .....	15
(2)	大学・研究機関等 .....	15
第 3	シンガポール .....	16
1.	公的機関による鑑定制度 .....	16
(1)	IPOS International .....	16
2.	私的機関による鑑定制度 .....	21
(1)	法律事務所 .....	21
(2)	大学・研究機関等 .....	22
第 4	インドネシア .....	23
1.	公的機関による鑑定制度 .....	23
2.	私的機関による鑑定制度 .....	23
(1)	法律事務所 .....	23
(2)	大学・研究機関等 .....	24
第 5	マレーシア .....	25
1.	公的機関による鑑定制度 .....	25
2.	私的機関による鑑定制度 .....	25
(1)	法律事務所 .....	25
(2)	大学・研究機関等 .....	26
第 6	フィリピン .....	27

1.	公的機関による鑑定制度 .....	27
(1)	フィリピン知的財産庁 .....	27
2.	私的機関による鑑定制度 .....	30
(1)	法律事務所 .....	30
(2)	大学・研究機関等 .....	31
第4章	本調査結果の分析・まとめ .....	32
別紙1	参照法令（ベトナム） .....	i
別紙2	VIPRIによる鑑定の申請書 .....	vii
別紙3	IPOS Internationalの業務内容等の詳細 .....	xi
別紙4	DJKIの特許検索サービスの申請用紙 .....	xiii
別紙5	参照法令（マレーシア） .....	xv

# ASEAN 主要国における知的財産鑑定の制度・運用に関する調査報告書

## 第1章 はじめに

本報告書は、ASEAN 主要国（タイ、ベトナム、シンガポール、インドネシア、マレーシア及びフィリピン）における知的財産鑑定の制度・運用に関する調査（以下「本調査」という。）の結果を報告するものである。

近年、ASEAN は日本企業にとって重要なマーケットとなっており、日本企業による事業活動が活発化している。日本企業による ASEAN での事業活動の増加に伴い、ASEAN 各国で自社の知的財産権を登録し、他社の知的財産権に対して異議申立や取消請求を行い、模倣品や侵害品に対して権利行使を行う等、日本企業による ASEAN での知的財産活動も活発化しており、日本企業が知的財産権に関する問題に直面する機会も増加してきている。

ここで、一部の国では、知的財産鑑定の登録や、裁判を含む権利行使等の知的財産活動の場面において有用であると言われている。しかしながら、ASEAN 各国における知的財産鑑定の制度や運用の実態は明らかになっておらず、日本企業は ASEAN 各国での知的財産鑑定制度を十分に活用できていないのが現状である。

かかる事情に鑑み、日本企業の ASEAN における事業活動を支援するため、ASEAN 主要国における知的財産鑑定の制度や運用の実態を明らかにすることを目的として、本調査を実施することとした。

なお、本報告書は、一般的な情報の調査結果を報告する目的で作成されたものであり、専門家としての法的助言は含まれていない点に留意されたい。

## 第2章 調査事項及び調査手法

本調査では、ASEAN 主要国における知的財産鑑定の制度や運用の実態を明らかにするため、ASEAN 主要国の公的機関及び私的機関（法律事務所、大学、研究機関等）による鑑定制度及び手続きに関し、以下の点について文献調査を行い、かつ、各国の知的財産庁及び法律事務所に対するヒアリングを実施し、その結果をまとめている。

### 1. 公的機関による鑑定制度

- ・ 鑑定を行う公的機関の詳細
- ・ 鑑定制度の根拠法令
- ・ 鑑定対象となる権利種別及び鑑定の種類
- ・ 申請人の要件
- ・ 申請の方式
- ・ 申請可能時期
- ・ 申請人による不服申立ての可否
- ・ 鑑定結果の確定要件と効果・有用性
- ・ 鑑定結果の公開の有無
- ・ 鑑定費用
- ・ 鑑定に要する期間
- ・ 第三者による異議申立ての可否
- ・ 再鑑定の可否
- ・ 鑑定手続きのフローチャート
- ・ 鑑定結果に関する統計情報

### 2. 私的機関による鑑定制度

- ・ 鑑定を行う私的機関の詳細
- ・ 私的機関による鑑定に関する根拠法令
- ・ 鑑定結果の効果・有用性
- ・ 鑑定費用
- ・ 鑑定に要する期間

## 第3章 調査結果

### 第1 タイ

#### 1. 公的機関による鑑定制度

タイにおいて、知的財産鑑定を行う公的機関は存在しない。

#### 2. 私的機関による鑑定制度

##### (1) 法律事務所

###### ① 鑑定を行う私的機関の詳細

タイにおいて知的財産鑑定を提供している主な私的機関としては、法律事務所が挙げられる。

法律事務所では、特許権、意匠権、商標権をはじめとする全ての知的財産権を対象とし、先行技術調査、登録可能性調査、有効／無効鑑定、類否鑑定、侵害鑑定、FTO／クリアランス調査等、クライアントの依頼に応じて、あらゆる調査・鑑定を行っている。

###### ② 私的機関による鑑定に関する根拠法令

法律事務所及び弁護士の資格や権限、義務等については1985年弁護士法及び1986年弁護士倫理に関する弁護士会規則に、知財事務所及び特許代理人の資格や権限、義務等については1999年特許法及び2013年特許代理人の登録に関する知的財産局通知に規定されているものの、知的財産鑑定の手続きや法的効果等を具体的に規制する法令は存在しない。

###### ③ 鑑定結果の効果・有用性

原則として、当事者は訴訟において、適法に取得された訴訟に関連する証拠を自由に裁判所に提出することができる。知的財産権にかかる訴訟について管轄を有する知的財産・国際貿易裁判所は、原則として様々な類型の証拠提出を認めているため、訴訟当事者は、当該訴訟を代理する弁護士が所属する法律事務所が作成した鑑定結果や、その他の法律事務所が作成した鑑定結果を、訴訟手続きにおいて証拠として提出することが可能である。また、複数の鑑定結果を証拠として提出することも可能である。

とりわけ特許訴訟において、鑑定結果を証拠として提出することは有用と考えられており、実務上も利用されることが多い。もっとも、証拠としての信用性及び重要性は、当該鑑定結果の内容、論点、裏付けとなる資料、又は当該鑑定結果に対する反論の有無など、様々な要因に左右されるため、

一概に述べることはできない。

④ 鑑定費用及び鑑定に要する期間

法律事務所や知財事務所の鑑定費用及び鑑定に要する期間は、事務所ごとに設定されており、事案によっても大きく異なるが、参考までに現地事務所からヒアリングした鑑定費用及び鑑定に要する期間の一例を挙げる。

鑑定種別	費用	期間
(a) 登録可能性調査(特許)	500~5,000 米ドル	10 営業日~8 週間
(b) 先行技術調査(特許)	500~5,000 米ドル	7 営業日~8 週間
(c) 侵害調査(特許)	200 米ドル/時間	7~10 営業日
(d) FTO 調査(特許)	2,000~7,000 米ドル	10 営業日~10 週間
(e) 有効/無効調査(特許)	500~5,000 米ドル	7 営業日~8 週間
(f) 登録可能性調査(意匠)	500~1,000 米ドル	7 営業日~4 週間
(g) FTO 調査(意匠)	1,500~2,000 米ドル	10 営業日~6 週間
(h) 侵害調査(意匠)	200 米ドル/時間	3 営業日
(i) 登録可能性調査(商標)	250 米ドル/区分	5~7 営業日
(j) 侵害調査(著作権)	380 米ドル/時間	3 営業日

(2) 大学・研究機関等

とりわけ特許にかかる裁判や仲裁等の場面では、大学教授や研究機関が、裁判所や法律事務所等からの嘱託・依頼を受けて知的財産鑑定を行うことがあるが、独立の鑑定書を提出することよりも、あくまでも法律事務所からの委託を受けて、法律事務所が作成する知的財産鑑定の一部において、特許にかかる技術的側面を説明する資料として利用されることが一般的である。

## 第2 ベトナム

### 1. 公的機関による鑑定制度

#### (1) ベトナム知的財産研究所

ベトナム知的財産研究所（“Vietnam Intellectual Property Research Institute”）（以下「VIPRI」という。）は、科学技術省（“Ministry of Science and Technology”）傘下に、2007年に設立された公的機関である。

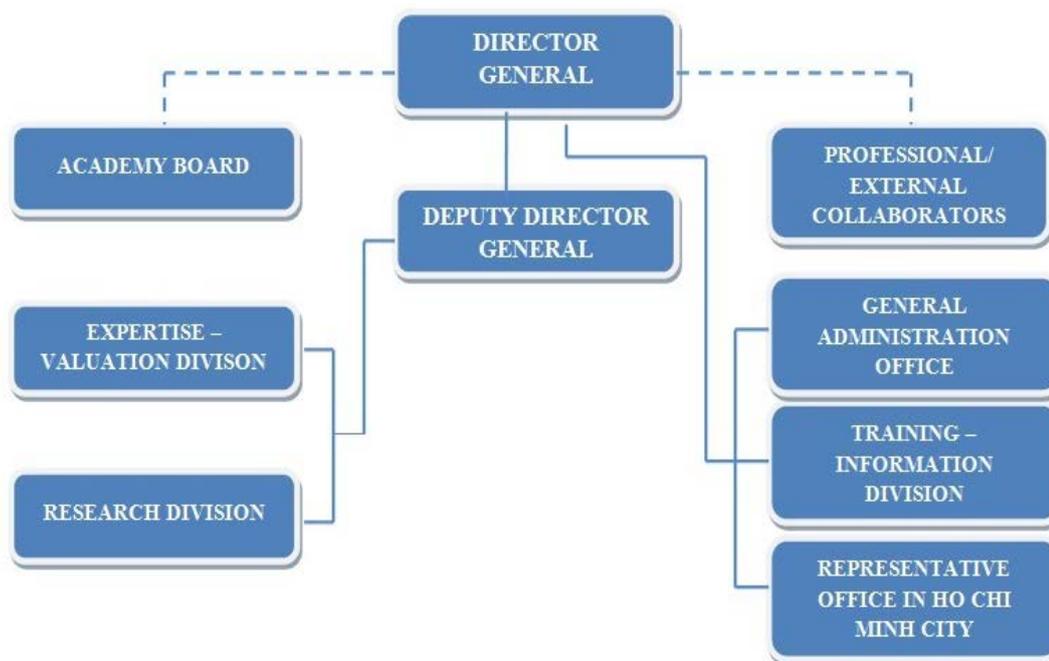
VIPRIは、(i)知的財産権の創出、保護、評価、商業化及び管理等に関する研究活動、(ii)知的財産関連セミナーの開催、トレーニングプログラムの策定及び実施、(iii)外国の政府機関や研究機関との協力活動と併せて、(iv)政府機関及び民間に対する知的財産権の鑑定、裁判における専門家証言等のサービスを提供している。

#### ① 鑑定を行う公的機関の詳細

名称	Vietnam Intellectual Property Research Institute
URL	<a href="http://vipri.gov.vn/">http://vipri.gov.vn/</a>
所在地等	[Head Office] 住 所：No.39, Tran Hung Dao Street, Hoan Kiem District, Ha Noi City, VietNam 電 話：+84-24-3556-3450, 3451, 3452 F a x：+84-24-3556-3407 Email： <a href="mailto:ipacademy@vipri.gov.vn">ipacademy@vipri.gov.vn</a> [Ho Chi Minh City Representative Office] 住 所：No.273 Dien Bien Phu Street, District 3, Ho Chi Minh City, VietNam 電 話：+84-28-2662-2882 F a x：+84-24-3556-3407 Email： <a href="mailto:ipacademy-hcmc@vipri.gov.vn">ipacademy-hcmc@vipri.gov.vn</a>
所属人数	約 30 名 <sup>1</sup>
管轄省庁	科学技術省及び知的財産庁（“IP Viet Nam”）

<sup>1</sup> 現地代理人からのヒアリングによる

[組織図]



(出典：VIPRI ホームページ (<http://english.vipri.gov.vn/gioithieu/sodotochuc.html>) から引用)

② 鑑定制度の根拠法令

VIPRI による鑑定の主な根拠法令は、以下のとおりである。

- 1) 知的財産法 (Law No. 50/2005/QH11 amended and supplemented by Law No. 36/2009/QH12) <sup>2</sup>第 201 条 (別紙 1 参照)
- 2) 知的財産保護及び知的財産国家管理に関する知的財産法の条項の細則及び施行ガイドラインの政令 105 号 (Decree No. 105/2006/NĐ-CP amended by Decree No. 119/2010/ NĐ-CP) (以下「政令 105 号」という。) <sup>3</sup>第 6 章 (別紙 1 参照)
- 3) 知的財産研究所の組織と運営の規則に関する科学技術大臣決定 1879 号 (Decision No.1879/QĐ-BKHCHN)

<sup>2</sup> <http://ipvietnam.gov.vn/documents/20182/626826/5.1.+Luat+So+huu+tri+tue+2005.pdf/5a8cbdf8-c7c1-457e-b9db-b5a696a76ed7>

<http://ipvietnam.gov.vn/documents/20182/626826/5.2.+Luat+So+huu+tri+tue+sua+doi.pdf/a268a18f-eb19-4884-892e-eeae913d7d47>

<sup>3</sup> <http://ipvietnam.gov.vn/documents/20182/627934/6.3.+Ngh%E1%BB%8B+%C4%91%E1%BB%8Bnh+s%E1%BB%91+105.2006.ND.CP.doc/a9c69e0f-c29c-44b5-a933-e3006b2e0aee>  
<http://ipvietnam.gov.vn/documents/20182/627934/6.4.+Ngh%E1%BB%8B+%C4%91%E1%BB%8Bnh+s%E1%BB%91+119.2010.ND-CP.doc/46d890d4-8446-4d15-aa5a-82c4edfc19e0>

### ③ 鑑定対象となる権利種別及び鑑定の種類

#### 1) 権利種別

VIPRI の鑑定対象となる権利は、特許権、意匠権、商標権、回路配置利用権、地理的表示、植物品種権である。

#### 2) 鑑定の種類

VIPRI が行う鑑定の種類は以下のとおりであり<sup>4</sup>、主に訴訟や侵害に対する権利行使の場面で利用されることが想定されている。

- (a) 権利範囲の鑑定
- (b) 侵害鑑定
- (c) 類否鑑定
- (d) 知的財産権の価値及び損害額の鑑定

### ④ 申請人の要件

VIPRI の鑑定は以下の者が依頼又は請求することができ<sup>5</sup>、利害関係のない第三者は請求することができない。鑑定請求は以下の者が自ら請求することも、法律事務所等の代理人を介して請求することも可能である<sup>6</sup>。但し、現地代理人からのヒアリングによれば、代理人を介した場合であっても申請人の名称を匿名とすることはできないとのことである。

- (a) 知的財産権の紛争解決、侵害、審判、告訴等に関する権限を有する政府機関
- (b) 知的財産権の権利者
- (c) 知的財産権侵害の被請求者又は知的財産権に関する審判若しくは告訴の被請求者
- (d) 知的財産権の紛争、侵害、審判又は告訴の請求者若しくは利害関係人

### ⑤ 申請の方式

VIPRI に対して鑑定を申請するためには、まず VIPRI に対して鑑定申請書を提出する必要がある。鑑定申請書の様式は別紙 2 のとおりであり、VIPRI のホームページからダウンロードすることができる（ベトナム語のみ）<sup>7</sup>。

鑑定申請書提出後、必要があれば鑑定の内容について VIPRI と協議等を行い、内容が確定した後に鑑定料を支払い、最後に VIPRI との間で以下の

---

<sup>4</sup> 政令 105 号第 39 条第 1 項

<sup>5</sup> 政令 105 号第 40 条第 1 項及び第 2 項

<sup>6</sup> 政令 105 号第 40 条第 3 項

<sup>7</sup> <http://vipri.gov.vn/giam-dinh/mau-to-khai-giam-dinh.html>

内容を規定した委託契約を締結することとなる<sup>8</sup>。

- (a) 鑑定請求者の名称又は氏名、住所
- (b) VIPRI 及び鑑定員の名称又は氏名、住所
- (c) 鑑定の内容
- (d) 関連する証拠、資料及び証拠物件
- (e) 鑑定結果の通知期限
- (f) 各当事者の権利及び義務
- (g) 契約違反の責任

⑥ 申請可能時期

VIPRI の鑑定の申請可能時期に制限はなく、原則としていつでも申請を行うことができる。

⑦ 申請人による不服申立ての可否

鑑定結果が不明瞭かつ不十分である場合又は鑑定結果をより明確にする必要がある新たな事象が発生した場合には、鑑定請求者は追加の鑑定を請求することができる<sup>9</sup>。追加鑑定の請求及び実施方法は、当初の鑑定と同様の方法で行われることとなる。

⑧ 鑑定結果の確定要件と効果・有用性

鑑定結果の通知後、鑑定請求者から修正や追加鑑定の要請がない場合には鑑定結果は確定したものとなり、VIPRI は鑑定結果を記載した鑑定文書を発行する。

この鑑定結果文書の法的効果や有用性は法令には規定されていないが、裁判や審判において非常に重視されている。現地代理人からのヒアリングによれば、知的財産権侵害に関する裁判では、多くの案件でVIPRI の鑑定が利用されており、VIPRI の鑑定結果に沿った判決が出る人が多いとのことであった。

⑨ 鑑定結果の公開の有無

鑑定結果は鑑定請求者に対してのみ提供され、第三者に公開されることはない。

---

<sup>8</sup> 政令 105 号第 46 条

<sup>9</sup> 政令 105 号第 41 条第 1 項(c)、第 50 条第 1 項

⑩ 鑑定費用・期間

VIPRI の鑑定にかかる費用及び期間は 2017 年 2 月 24 日付 Director's Decision No.04/QD-VSHTT に付随する規則に定められており、具体的には以下のとおりとなっている<sup>10</sup>。

1) 通常鑑定

権利種別		鑑定費用 (ベトナムドン)	鑑定期間
特許	標準費用 (1 鑑定対象、明細 6 ページまで)	3,000,000	2 か月 (44 営業日)
	明細が 6 ページを超えた場合の 1 ページ毎の追加費用	50,000	
	鑑定対象が複数ある場合の鑑定対象毎の追加費用	600,000	
意匠	標準費用 (1 物品・1 意匠)	2,500,000	1 か月半 (33 営業日)
	鑑定対象が複数ある場合の意匠毎の追加費用	400,000	
回路配置 利用権	標準費用 (1 配置、2 図面・写真まで)	2,500,000	1 か月半 (33 営業日)
	2 図面・写真を超えた場合の図面・写真毎の追加費用	300,000	
商標	標準費用 (1 商標、1 指定役務、6 指定商品・役務まで)	2,000,000	1 か月 (22 営業日)
	指定役務が複数ある場合の指定役務毎の追加費用	250,000	
	指定商品・役務が 6 つを超えた場合の指定商品・役務毎の追加費用	60,000	
商号	標準費用 (1 商号、1 業務分野)	2,500,000	1 か月 (22 営業日)
	業務分野が複数ある場合の業務分野毎の追加費用	250,000	
地理的表示	標準費用	2,500,000	1 か月 (22 営業日)

<sup>10</sup> <http://vipri.gov.vn/giam-dinh/gia-dich-vu-giam-dinh.html>

2) 早期鑑定の場合の追加費用と鑑定期間

鑑定期間			追加費用
特許	回路配置利用権 意匠	商標・商号 地理的表示	
42～50 日 (31～37 営業日)	31～36 日 (23～26 営業日)	22～25 日 (16～19 営業日)	1.35 倍
36～41 日 (26～30 営業日)	26～30 日 (20～22 営業日)	17～21 日 (13～15 営業日)	1.45 倍
30～35 日 (22～25 営業日)	21～25 日 (16～19 営業日)	14～16 日 (11～12 営業日)	1.55 倍
24～29 日 (18～21 営業日)	16～20 日 (12～15 営業日)	11～13 日 (9～10 営業日)	1.65 倍
18～23 日 (14～17 営業日)	12～15 日 (10～11 営業日)	8～10 日 (6～8 営業日)	1.75 倍
12～17 日 (10～13 営業日)	7～11 日 (5～9 営業日)	5～7 日 (4～5 営業日)	1.85 倍
12 日未満 (10 営業日未満)	7 日未満 (5 営業日未満)	5 日未満 (4 営業日未満)	2 倍

⑪ 第三者による異議申立ての可否

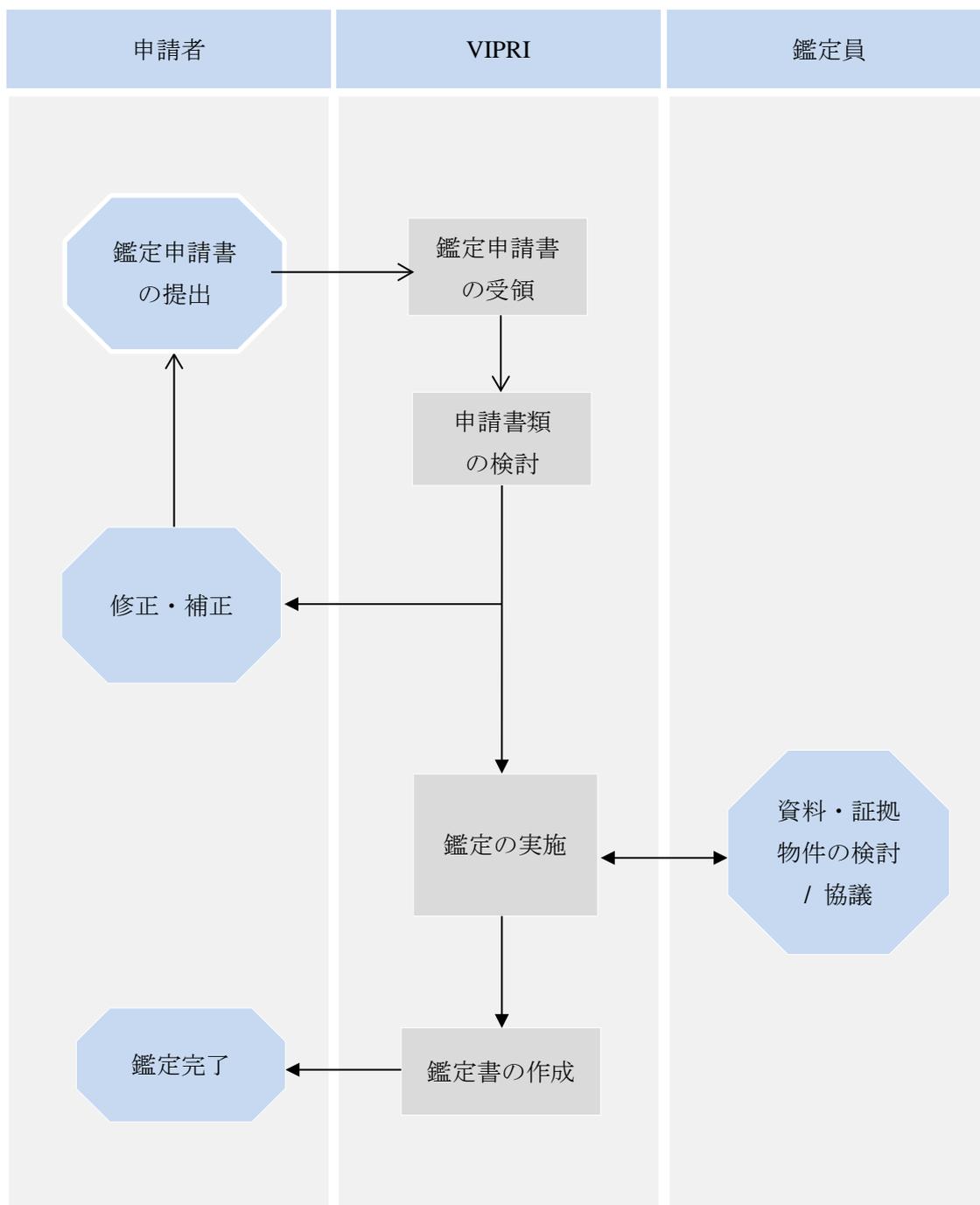
前述のとおり、VIPRI の鑑定結果は第三者には公開されないため、鑑定の内容について第三者が異議を申立てる機会はない。

⑫ 再鑑定の可否

鑑定請求者が鑑定結果に満足しない場合又は鑑定結果に矛盾がある場合等には、鑑定請求者は再鑑定を請求することができる<sup>11</sup>。再鑑定の請求及び実施方法は、当初の鑑定と同様の方法で行われることとなる。

<sup>11</sup> 政令 105 号第 41 条第 1 項(c)、第 50 条第 2 項

⑬ 鑑定手続きのフローチャート



(出典:VIPRI ホームページ (<http://vipri.gov.vn/giam-dinh/trinh-tu-tien-hanh-giam-dinh.html>)  
 の情報をもとに独自に作成)

⑭ 鑑定結果に関する統計情報

VIPRI の鑑定に関する統計情報は存在しないが、VIPRI のホームページによれば、2018 年は 12 月中旬までに 799 件（商標 662 件、意匠 110 件、特許 27 件）の鑑定申請があったとのことである<sup>12</sup>。

(2) 著作権等専門センター

著作権等専門センター（“Expertise Center of Copyright, Related Rights”）（以下「ECCR」という。）は、文化・スポーツ・観光省（“Ministry of Culture, Sports and Tourism”）傘下に、2016 年に設立された公的機関である。

現地代理人からのヒアリングによれば、ECCR は、著作権について VIPRI と同様の機能を有する機関として設立されたとのことである。

① 鑑定を行う公的機関の詳細

名称	Expertise Center of Copyright, Related Rights
URL	<a href="http://www.cov.gov.vn/">http://www.cov.gov.vn/</a>
所在地等	住所：No.33, Alley 294/2 Kim Ma, Ba Dinh District, Ha Noi City, VietNam 電話：+84-24-3728-2118
所属人数	約 5 名 <sup>13</sup>
管轄省庁	文化・スポーツ・観光省及び著作権局（“Copyright Office”）

② 鑑定制度の根拠法令

ECCR による鑑定の主な根拠法令は、以下のとおりである。

- 1) 知的財産法第 201 条
- 2) 政令 105 号第 6 章
- 3) 著作権局の機能、目的、権利、組織に関する文化・スポーツ・観光大臣決定 3954 号（Decision No.3945/QĐ-BBHTTDL）

<sup>12</sup> <http://vipri.gov.vn/tin-tuc/shtt-trong-nuoc/ket-qua-cong-tac-nam-2018-va-phuong-huong-nhiem-vu-nam-2019-cua-vien-khoa-hoc-so-huu-tri-tue-42850.html>

<sup>13</sup> 現地代理人からのヒアリングによる

③ 鑑定対象となる権利種別及び鑑定の種類

1) 権利種別

ECCR の鑑定対象となる権利は、著作権と著作権に関連する権利（以下「著作権等」という。）である。

2) 鑑定の種類

ECCR が行う鑑定の種類は、VIPRI による鑑定と同様で以下のとおりであり、主に訴訟や侵害に対する権利行使の場面で利用されることが想定されている。

(a) 権利範囲の鑑定

(b) 侵害鑑定

(c) 類比鑑定

(d) 知的財産権の価値及び損害額の鑑定

④ 申請人の要件

ECCR の鑑定の申請人要件は、VIPRI による鑑定と同様であり、以下の者が依頼又は請求することができ、利害関係のない第三者は請求することができない。鑑定請求は以下の者が自ら請求することも、法律事務所等の代理人を介して請求することも可能であるが、現地代理人からのヒアリングによれば、代理人を介した場合であっても申請人の名称を匿名とすることはできないとのことである。

(a) 著作権等の紛争解決、侵害、審判、告訴等に関する権限を有する政府機関

(b) 著作権等の権利者

(c) 著作権等侵害の被請求者又は著作権等に関する審判若しくは告訴の被請求者

(d) 著作権等の紛争、侵害、審判又は告訴の請求者若しくは利害関係人

⑤ 申請の方式

ECCR に対する鑑定の申請方法は特段定められていないため、個別に ECCR にコンタクトを取り、鑑定の申請を行うこととなる。

⑥ 申請可能時期

ECCR の鑑定の申請可能時期に制限はなく、原則としていつでも申請を行うことができる。

⑦ 申請人による不服申立ての可否

鑑定結果が不明瞭かつ不十分である場合又は鑑定結果をより明確にする

必要がある新たな事象が発生した場合には、鑑定請求者は追加の鑑定を請求することができる<sup>14</sup>。

⑧ 鑑定結果の確定要件と効果・有用性

鑑定結果の通知後、鑑定請求者から修正や追加鑑定の要請がない場合には鑑定結果は確定したものとなり、ECCR は鑑定結果を記載した鑑定文書を発行する。

この鑑定結果文書の法的効果や有用性は法令には規定されていないが、裁判や審判において非常に重視されている。現地代理人からのヒアリングによれば、ECCR による鑑定制度は始まったばかりであり、今のところ利用されている例も多くはないとのことであった。

⑨ 鑑定結果の公開の有無

鑑定結果は鑑定請求者に対してのみ提供され、第三者に公開されることはない。

⑩ 鑑定費用・期間

ECCR の鑑定にかかる費用及び期間は特段定められておらず、事例毎に決定されるとのことである。

⑪ 第三者による異議申立ての可否

前述のとおり、ECCR の鑑定結果は第三者には公開されないため、鑑定の内容について第三者が異議を申立てる機会はない。

⑫ 再鑑定の可否

鑑定請求者が鑑定結果に満足しない場合又は鑑定結果に矛盾がある場合等には、鑑定請求者は再鑑定を請求することができる<sup>15</sup>。

⑬ 鑑定結果に関する統計情報

ECCR の鑑定に関する統計情報は存在しない。

---

<sup>14</sup> 政令 105 号第 41 条第 1 項(c)、第 50 条第 1 項

<sup>15</sup> 政令 105 号第 41 条第 1 項(c)、第 50 条第 2 項

## 2. 私的機関による鑑定制度

### (1) 法律事務所

#### ① 鑑定を行う私的機関の詳細

ベトナムにおいて知的財産鑑定を提供している主な私的機関としては、法律事務所が挙げられる。

法律事務所では、特許権、意匠権、商標権をはじめとする全ての知的財産権を対象とし、先行技術調査、登録可能性調査、有効／無効鑑定、類否鑑定、侵害鑑定、FTO／クリアランス調査等、クライアントの依頼に応じて、あらゆる調査・鑑定を行っている。

#### ② 私的機関による鑑定に関する根拠法令

法律事務所による鑑定の主な根拠法令は、以下のとおりである。

- 1) 知的財産法第 201 条
- 2) 政令 105 号第 6 章

#### ③ 鑑定結果の効果・有用性

法律事務所が作成する鑑定書は、資格を有している弁護士又は出願代理人が作成するものであることから、その信頼性は高く、出願（オフィスアクションへの応答手続き）、異議申立て、取消請求、侵害訴訟等の場面において有用な証拠となる。もっとも、VIPRI と異なり、法律事務所はクライアントからの依頼を受け、クライアントのために鑑定を行うため、客観性という点では VIPRI の鑑定より劣る面も否定できず、多くの事案で VIPRI の鑑定も併用されているとのことである。

#### ④ 鑑定費用及び鑑定に要する期間

法律事務所の鑑定費用及び鑑定に要する期間は調査内容、調査範囲、事案の複雑性等によって異なり、案件毎に設定されるため、確定した金額及び期間はない。

### (2) 大学・研究機関等

裁判や仲裁等の場面では、大学教授や研究機関が、裁判所や法律事務所等からの囑託・依頼を受けて知的財産鑑定を行うこともあるが、一般的に利用されるものではない。

### 第3 シンガポール

#### 1. 公的機関による鑑定制度

##### (1) IPOS International

IPOS International は、シンガポール知的財産庁（“Intellectual Property Office of Singapore”）（以下「IPOS」という。）の子会社であり、IPOS の 100 名超の全審査官が所属する組織である。

IPOS International は、IPOS に対して出願された知的財産権の登録審査を行う機能を持つとともに、知財戦略・管理のアドバイス、特許権の調査・分析サービス、知財関連の教育やトレーニングを提供しており、その一環としてコマーシャルサーチ（“Commercial Search”）と呼ばれる特許権に関する調査サービスを提供している<sup>16</sup>。後述するとおり、コマーシャルサーチでは、IPOS International が実施した調査結果のみを報告するものであり、調査結果を踏まえた上での分析や意見等を表明するものではないため、知的財産鑑定とは異なるものであるが、知的財産鑑定に類似するサービスとして本報告書において紹介する。

なお、従来、IPOS の子会社は知財戦略・管理のアドバイスを行う IPOS International、知財関連の教育やトレーニングを提供する IPOS Academy、知的財産権の商業化をサポートする IPOS ValueLab の 3 つの法人に分かれていたが、2019 年 8 月 27 日付でこれら 3 法人が IPOS International に統合され、1 つの法人となっている<sup>17</sup>。

##### ① 鑑定を行う公的機関の詳細

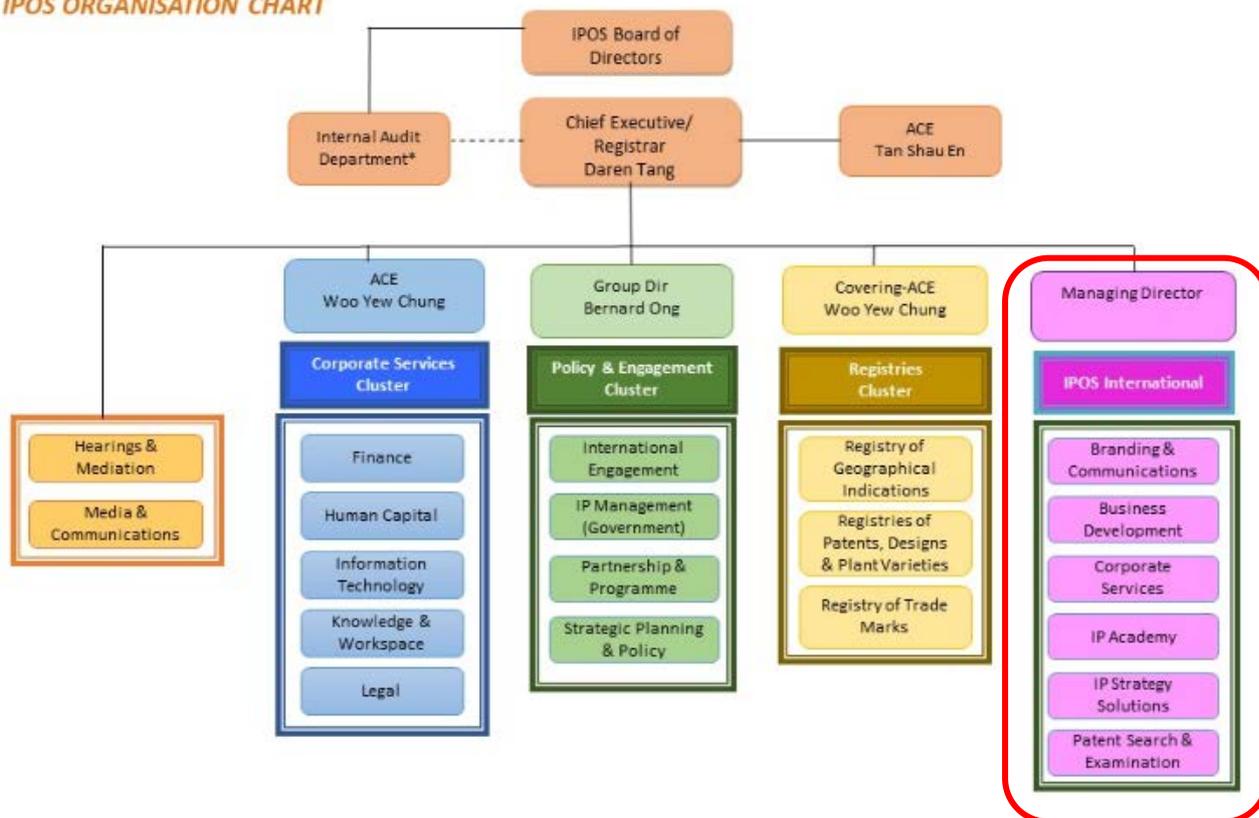
名称	IPOS International
URL	<a href="https://iposinternational.com/">https://iposinternational.com/</a>
所在地	1 Paya Lebar Link, #11-03 PLQ 1 Paya Lebar Quarter, Singapore 408533 ※ IPOS と同じオフィス内
所属人数	約 200 名
管轄省庁	法務省（“Ministry of Law”）及び IPOS

<sup>16</sup> IPOS International の業務内容等についての詳細は別紙 3 参照

<sup>17</sup> <https://www.ipos.gov.sg/media-events/press-releases/ViewDetails/singapore-supports-innovative-enterprises-to-go-global/>

[組織図]

### IPOS ORGANISATION CHART



(出典：IPOS ホームページ (<https://www.ipos.gov.sg/who-we-are/organisational-chart>) から引用)

## ② 鑑定制度の根拠法令

IPOS の組織構成や権限等については、シンガポール知的財産庁法 (“Intellectual Property Office of Singapore Act (Chapter 140)”) <sup>18</sup>に規定されているが、IPOS International の権限やコマーシャルサーチの手続き及び法的効果等について具体的に規定する法令は存在しない。

## ③ 鑑定対象となる権利種別及び鑑定の種類

### 1) 特許権

特許権はコマーシャルサーチの対象である。コマーシャルサーチの主な種別は以下のとおりであるが、IPOS International によれば、申請人の要望に応じてカスタマイズした調査を行うことが可能とのことである。

<sup>18</sup> <https://sso.agc.gov.sg/Act/IPOSA2001>

- (a) 先行技術文献調査 (“Prior Art Search”)
- (b) 特許有効／無効調査 (“Patent Validity / Invalidity Search”)
- (c) 特許デューデリジェンス (“Patent Due Diligence”)
- (d) FTO／クリアランス調査 (“Freedom to Operate / Clearance Search”)
- (e) 技術分析調査 (“Technology Analytics Search”)

なお、IPOS International からのヒアリングによれば、IPOS International は IPOS に出願された知的財産権の審査を行うことを主な機能としており、これと利益が相反するような業務を提供することはできないことから、IPOS に出願又は登録されている特許権やシンガポールにファミリー特許がある外国の特許権については、有効／無効調査を行っていないとのことである。

上記の調査は、法律事務所等が一般的に行っている調査・鑑定の種別と類似するが、IPOS International によれば、法律事務所等が提供する調査・鑑定との大きな違いは、(i)豊富な知識と経験を有している審査官が自ら調査を行うこと、(ii)民間よりも多くの情報量にアクセスできる IPOS のデータベースを利用していること、(iii)審査官の多くが中国語をネイティブ言語としているため多くの中国語文献の調査が行えること、とのことであった。

## 2) 意匠権及び商標権

コマーシャルサーチの対象は特許権のみであり、意匠権及び商標権等その他の知的財産権はコマーシャルサーチの対象にはならないとのことである。

### ④ 申請人の要件

コマーシャルサーチは誰でも申請することができるものであり、申請人の資格に制限はない。そのため、権利者自ら申請を行うことのみならず、法律事務所等の代理人を介し、匿名で申請することも可能である。

### ⑤ 申請方式・手続きの流れ

コマーシャルサーチの申請書類や必要情報等は公開されていないため、申請するためにはまず IPOS International の担当者と連絡を取る必要がある。IPOS International のホームページ (<https://iposinternational.com/contact/>) 又はジェネラル・メールアドレス ([enquiry@iposinternational.com](mailto:enquiry@iposinternational.com)) から、連絡を取ることが可能である。IPOS International からのヒアリングによれば、コマーシャルサーチの申請があった場合に、個別に申請書類と必要書類を案

内するとのことである。

IPOS International は、申請人から申請書類と必要書類を受理した後、これらの情報を確認し、不足している情報等があれば追加の情報提供を依頼する。必要な情報が全て揃った後、IPOS International と申請人との間で調査範囲及び調査費用についての協議が行われ、合意した場合には IPOS International と申請人との間で委任契約書(“Engagement Letter”)が締結され、コマーシャルサーチが開始されることとなる。

⑥ 申請可能時期

コマーシャルサーチの申請可能時期に制限はなく、原則としていつでも申請を行うことができる。

⑦ 申請人による不服申立ての可否

IPOS International が作成したサーチレポートに異議がある場合、申請人は IPOS International との協議を通じて、修正や補足を求めることが可能である。IPOS International からのヒアリングによれば、サーチレポートを提出した後に申請人から修正や補足の要請があることは多く、申請人の要請が合理的かつ説得的である場合には、修正や補足の要望に応じることである<sup>19</sup>。

⑧ 鑑定結果の確定要件と効果・有用性

サーチレポートの提出又は修正等の後、申請人から反論等がない場合にはサーチレポートは確定したものとなる。

サーチレポートの法的効果や有用性は、法律事務所等が行う鑑定と大きく異なるものではないが、前述のとおり IPOS International のコマーシャルサーチには民間が行う鑑定とは異なる特徴があることや、客観的な立場にある公的機関が行った鑑定であることから、裁判等においては比較的高い証拠能力が認められる可能性はあるものの、これが保証されるものではない。

⑨ 鑑定結果の公開の有無

コマーシャルサーチのサーチレポートは申請人に対してのみ提供され、第三者に公開されることはない。

---

<sup>19</sup> 追加の費用が発生する可能性がある点に留意されたい。

⑩ 鑑定費用

前述のとおり、コマーシャルサーチは申請人の要望に応じてカスタマイズした上で行われるものであり、確定した金額は決まっておらず、事案毎に IPOS International が費用の見積もりを事前に提示することである。もっとも、現地代理人からのヒアリングによれば、以下の金額が目安になるとのことであった<sup>20</sup>。

鑑定種別	金額（参考）
(a) 先行技術文献調査	2,500～6,000 米ドル
(b) 特許有効／無効調査	8,000～20,000 米ドル
(c) FTO／クリアランス調査	8,000～20,000 米ドル
(d) タイムチャージ金額	200 米ドル／時間

⑪ 鑑定に要する期間

コマーシャルサーチに要する期間についても確定した期間は決まっておらず、調査の内容や範囲によるが、IPOS International からのヒアリングによれば、先行技術文献調査の場合には約 1 週間程度、特許有効／無効調査や FTO／クリアランス調査の場合には約 2 週間程度が目安になるとのことであった。

⑫ 第三者による異議申立ての可否

前述のとおり、コマーシャルサーチのサーチレポートは第三者には公開されないため、サーチレポートの内容について第三者による異議申立ての機会はない。

⑬ 再鑑定の可否

IPOS International のコマーシャルサーチは、IPOS International と申請人との間の個別の合意に基づいて行われるものであり、その手続き等が法令で規制されているわけではないため、再鑑定を制限する法的な根拠はない。但し、IPOS International によれば、再鑑定を求められた事案は今のところ存在しないとのことであった。

⑭ 鑑定結果に関する統計情報

IPOS International のコマーシャルサーチに関する統計情報は存在しない。

---

<sup>20</sup> 費用については現地代理人からのヒアリングベースの目安金額であるため、実際には IPOS International に問い合わせが必要である点に留意されたい。

## 2. 私的機関による鑑定制度

### (1) 法律事務所

#### ① 鑑定を行う私的機関の詳細

シンガポールにおいて知的財産鑑定を提供している主な私的機関としては、法律事務所及び知財事務所が挙げられる。一部のコンサルティング会社やリーガルテック会社も知的財産鑑定のサービスを提供しているが、実務的には法律事務所や知財事務所の鑑定が多く利用されている。

法律事務所や知財事務所では、特許権、意匠権、商標権をはじめとする全ての知的財産権を対象とし、先行技術調査、登録可能性調査、有効／無効調査、類似性調査、FTO／クリアランス調査等、クライアントの依頼に応じて、あらゆる調査・鑑定を行っている。

#### ② 私的機関による鑑定に関する根拠法令

法律事務所及び弁護士資格や権限、義務等については弁護士法（“Legal Profession Act (Chapter 161)”）<sup>21</sup>に、知財事務所及び特許代理人（“Patent Agent”）の資格や権限、義務等については特許法（“Patents Act (Chapter 221)”）<sup>22</sup>及びその下位法令である特許（特許代理人）規則（“Patents (Patent Agents) Rules 2001”）<sup>23</sup>に規定されているものの、知的財産鑑定の手続きや法的効果等を具体的に規制する法令は存在しない。

#### ③ 鑑定結果の効果・有用性

法律事務所や知財事務所が作成する鑑定は、資格を有している弁護士又は特許代理人が作成しているものであることから、その信頼性は高く、出願（オフィスアクションへの応答手続き）、異議申立て、取消請求、侵害訴訟等の場面において有用な証拠となる。

#### ④ 鑑定費用及び鑑定に要する期間

法律事務所や知財事務所の鑑定費用及び鑑定に要する期間は事務所毎に設定されており、事案によっても大きく異なるが、参考までに現地代理人からヒアリングした鑑定費用及び鑑定に要する期間の一例を挙げる。

---

<sup>21</sup> <https://sso.agc.gov.sg/Act/LPA1966>

<sup>22</sup> <https://sso.agc.gov.sg/Act/PA1994>

<sup>23</sup> <https://sso.agc.gov.sg/SL/PA1994-S645-2001?DocDate=20170331>

鑑定種別	費用	期間
(a) 先行技術調査（特許）	3,000～5,000 シンガポールドル	2～3 週間
(b) 有効／無効調査（特許）	4,000～8,000 シンガポールドル	2～4 週間
(c) 侵害調査（特許）	4,000～8,000 シンガポールドル	2～4 週間
(d) FTO 調査（特許）	2,000～6,000 シンガポールドル	2～4 週間
(e) 登録可能性調査（商標）	300～500 シンガポールドル (1 文字商標・1 区分当たり)	3～5 営業日
(f) タイムチャージ金額	500～800 シンガポールドル／時間	

(2) 大学・研究機関等

裁判や仲裁等の場面では、大学教授や研究機関が、裁判所や法律事務所等からの嘱託・依頼を受けて知的財産鑑定を行うこともあるが、一般的に利用されるものではない。

## 第4 インドネシア

### 1. 公的機関による鑑定制度

インドネシアにおいて、知的財産鑑定を行う公的機関は存在しない。

なお、インドネシア知的財産総局（“Direktorat Jenderal Kekayaan Intelektual”）（以下「DJKI」という。）が、特許権のキーワード検索（“Subject Matter Search”）やファミリー特許の検索サービス（“Equivalent/Family Patent Search”）を提供している。このサービスは DJKI の内部データベースや内部資料を使用して行った検索の結果を提供するのみで、DJKI による分析や意見等は提供されないため、知的財産鑑定とは異なるものであるが、簡単にその概要を説明する。

DJKI の特許検索サービスは、所定の申請用紙（別紙 4 参照）を DJKI に提出することで、誰でも申請することができ、法律事務所等の現地代理人を介し、匿名で申請することも可能である。DJKI の特許検索サービスの費用は 1 検索対象当たり 500,000 インドネシアルピアであり<sup>24</sup>、現地代理人からのヒアリングによれば 1 か月から 2 か月程度の期間を要するとのことであった。

### 2. 私的機関による鑑定制度

#### (1) 法律事務所

##### ① 鑑定を行う私的機関の詳細

インドネシアにおいて知的財産鑑定を提供している主な私的機関としては、法律事務所及び知財事務所が挙げられる。

法律事務所及び知財事務所では、特許権、意匠権、商標権をはじめとする全ての知的財産権を対象とし、先行技術調査、登録可能性調査、有効／無効調査、類似性調査、FTO／クリアランス調査等、クライアントの依頼に応じて、あらゆる調査・鑑定を行っている。

##### ② 私的機関による鑑定に関する根拠法令

法律事務所及び弁護士の資格や権限、義務等については弁護士法（“Law No.18 of 2003 on Advocate”）に、知財事務所及び知財コンサルタント（“IP Consultant”）の資格や権限、義務等については知財コンサルタントに関する政府規則（“Government Regulation No.2 of 2005 on Intellectual Property

---

<sup>24</sup> 非課税の国家歳入の適用種類及び金額に関する政府規則 2019 年第 28 号（“Government Regulation No.28 of 2019 on Types and Tariff on Government Non-Tax Revenue”）

Rights Consultant”)に規定されているものの、知的財産鑑定の手続きや法的効果等を具体的に規制する法令は存在しない。

③ 鑑定結果の効果・有用性

法律事務所や知財事務所が作成する鑑定は、資格を有している弁護士又は知財コンサルタントが作成しているものであることから、その信頼性は高く、出願（オフィスアクションへの応答手続き）、異議申立て、取消請求、侵害訴訟等の場面において有用な証拠となる。

④ 鑑定費用及び鑑定に要する期間

法律事務所や知財事務所の鑑定費用及び鑑定に要する期間は、事務所毎に設定されており、事案によっても大きく異なるが、参考までに現地代理人からヒアリングした鑑定費用及び鑑定に要する期間の一例を挙げる。

鑑定種別	費用	期間
(a) 特許鑑定	1,000～10,000 米ドル	20 営業日
(b) 意匠鑑定	500～5,000 米ドル	10 営業日
(c) 商標鑑定	200～2,000 米ドル	5 営業日

(2) 大学・研究機関等

裁判や仲裁等の場面では、大学教授や研究機関が、裁判所や法律事務所等からの囑託・依頼を受けて知的財産鑑定を行うこともあるが、一般的に利用されるものではない。

## 第5 マレーシア

### 1. 公的機関による鑑定制度

マレーシア商標法規則（“Trade Mark Regulations 1997”）<sup>25</sup>第 17 条及び第 17A 条（別紙 5 参照）によれば、マレーシア知的財産公社（“Intellectual Property Corporation of Malaysia”）が商標の登録可能性に関するアドバイス及び商標検索サービスを提供することが規定されている。しかしながら、現地代理人からのヒアリングによれば、実務的にはこのサービスは利用されていないとのことであった。また、マレーシア知的財産公社からのヒアリングによれば、既にこのサービスの提供は停止しているとのことであったため、現時点では、マレーシアにおいて知的財産鑑定を行う公的機関は存在しない。

### 2. 私的機関による鑑定制度

#### (1) 法律事務所

##### ① 鑑定を行う私的機関の詳細

マレーシアにおいて知的財産鑑定を提供している主な私的機関としては、法律事務所及び知財事務所が挙げられる。一部のコンサルティング会社やリーガルテック会社も知的財産鑑定のサービスを提供しているが、実務的には法律事務所や知財事務所の鑑定が多く利用されている。

法律事務所及び知財事務所では、特許権、意匠権、商標権をはじめとする全ての知的財産権を対象とし、先行技術調査、登録可能性調査、有効／無効調査、類似性調査、FTO／クリアランス調査等、クライアントの依頼に応じて、あらゆる調査・鑑定を行っている。

##### ② 私的機関による鑑定に関する根拠法令

法律事務所及び弁護士の資格や権限、義務等については弁護士法（“Legal Profession Act 1976”）に、知財事務所及び知財代理人の資格や権限、義務等については特許法、意匠法及び商標法並びにそれぞれの下位法令等に規定されているものの、知的財産鑑定の手続きや法的効果等を具体的に規制する法令は存在しない。

##### ③ 鑑定結果の効果・有用性

法律事務所や知財事務所が作成する鑑定は、資格を有している弁護士又

---

<sup>25</sup> [https://drive.google.com/file/d/0ByGRaQs\\_wAHLRzk4Q2gtbjFQc0E/view](https://drive.google.com/file/d/0ByGRaQs_wAHLRzk4Q2gtbjFQc0E/view)

は知財代理人が作成しているものであることから、その信頼性は高く、出願（オフィスアクションへの応答手続き）、異議申立て、取消請求、侵害訴訟等の場面において有用な証拠となる。

④ 鑑定費用及び鑑定に要する期間

法律事務所や知財事務所の鑑定費用及び鑑定に要する期間は、事務所毎に設定されており、事案によっても大きく異なるが、参考までに現地代理人からヒアリングした鑑定費用及び鑑定に要する期間の一例を挙げる。

鑑定種別	費用	期間
(a) 先行技術調査（特許）	500～1,000 米ドル	5～10 営業日
(b) 有効／無効調査（特許）	2,000～3,000 米ドル	7～14 営業日
(c) 侵害調査（特許）	2,000～3,000 米ドル	7～14 営業日
(d) FTO 調査（特許）	2,000～3,000 米ドル	7～14 営業日
(e) 類比調査（商標）	250～350 米ドル (1 商標・1 区分当たり)	3～5 営業日

(2) 大学・研究機関等

裁判や仲裁等の場面では、大学教授や研究機関が、裁判所や法律事務所等からの嘱託・依頼を受けて知的財産鑑定を行うこともあるが、一般的に利用されるものではない。

## 第6 フィリピン

### 1. 公的機関による鑑定制度

#### (1) フィリピン知的財産庁

フィリピン知的財産庁（“Intellectual Property Office of the Philippines”）（以下「IPOP HL」という。）は、貿易産業省（“Department of Trade and Industry”）傘下に設立された公的機関で、フィリピンにおける知的財産権の管理等を行っている。

IPOP HL のホームページによれば<sup>26</sup>、IPOP HL は特許権等を対象として知的財産鑑定を行っているとのことである。しかしながら、現地代理人からのヒアリングによれば、一般的に IPOP HL の知的財産鑑定サービスを利用することはなく、利用した事例も聞いたことはないとのことであった。そのため、IPOP HL のサービスラインナップとして知的財産鑑定サービスは挙げられているものの、実務上は利用されていないようである。

#### ① 鑑定を行う公的機関の詳細

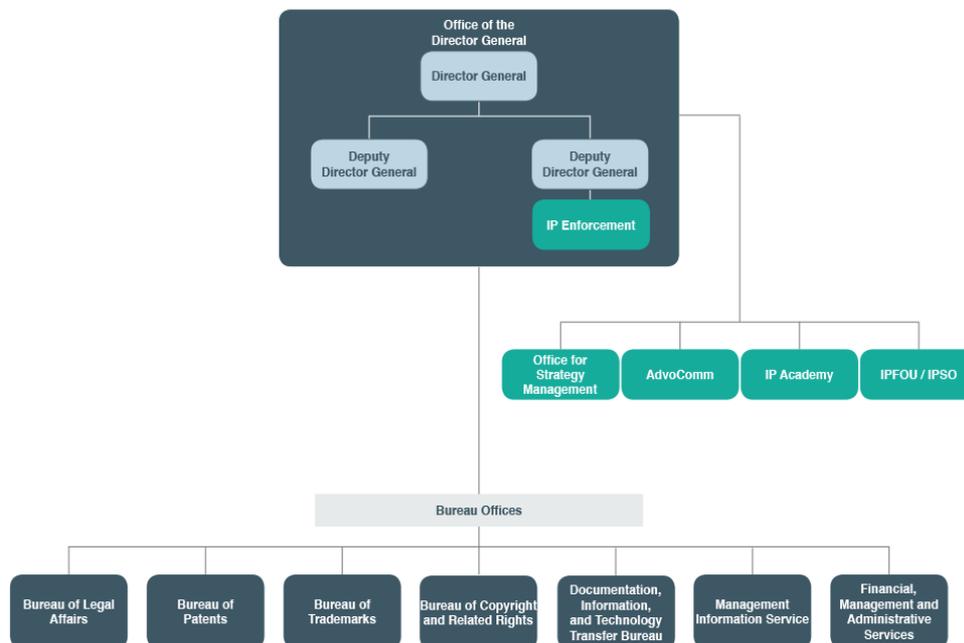
名称	Intellectual Property Office of the Philippines
URL	<a href="https://www.ipophil.gov.ph/">https://www.ipophil.gov.ph/</a>
所在地等	住所：Intellectual Proeprty Center, #28 Upper McKinley Road, Taguig, 1634 Metro Manila, Philippines 電話：+632-238-6300
所属人数	約 400 名 <sup>27</sup>
管轄省庁	貿易産業省

<sup>26</sup> <https://www.ipophil.gov.ph/services/patent-landscape-report/>

<sup>27</sup> 現地代理人からのヒアリングによる

[組織図]

## ORGANIZATIONAL STRUCTURE



(出典：IPOP HL ホームページ (<https://www.ipophil.gov.ph/organizational-structure/>) から引用)

### ② 鑑定制度の根拠法令

IPOP HL の組織構成や権限等については、フィリピン知的財産法 (“Intellectual Property Code of the Philippines”) <sup>28</sup>に規定されているが、IPOP HL が行う鑑定の手続き及び法的効果等について具体的に規定する法令は存在しない。

### ③ 鑑定対象となる権利種別及び鑑定の種類

#### 1) 権利種別

IPOP HL の鑑定対象となる権利は、特許権、実用新案権及び意匠権である。

#### 2) 鑑定の種類

IPOP HL のホームページによれば、IPOP HL が行う鑑定の種類は以下のとおりである。

- (a) 登録可能性／新規性調査
- (b) FTO／クリアランス調査

<sup>28</sup> <https://drive.google.com/file/d/0B2or2OrWYpIfN3BnNVNlUFjUmM/view?ts=58057027>

(c) 特許検索サービス

④ 申請人の要件

IPOPHL の鑑定サービスは誰でも申請することができるものであり、申請人の資格に制限はない。そのため、権利者自ら申請を行うことのみならず、法律事務所等の代理人を介し、匿名で申請することも可能である。

⑤ 申請の方式

IPOPHL に対して鑑定を申請するためには、IPOPHL に対して申請書（様式は特段定められていない）を提出し、その後鑑定料を納付し、納付した証明書を IPOPHL に提出する必要がある。

⑥ 申請可能時期

IPOPHL の鑑定の申請可能時期に制限はなく、原則としていつでも申請を行うことができる。

⑦ 申請人による不服申立ての可否

鑑定結果に対する不服申立ての可否については特段定められていないが、現地代理人からのヒアリングによれば、原則として不服申立ては想定されていないのではないかとのことであった。

⑧ 鑑定結果の確定要件と効果・有用性

鑑定結果の確定要件や法的効果及び有用性については法令には規定されていない。現地代理人からのヒアリングによれば、実務上も IPOPHL の鑑定書を利用した例は見たことがなく、その法的効果や有用性については不明である。

⑨ 鑑定結果の公開の有無

鑑定結果は鑑定請求者に対してのみ提供され、第三者に公開されることはない。

⑩ 鑑定費用・期間

現地代理人からのヒアリングによれば、IPOPHL の鑑定にかかる費用及び期間は以下のとおりである。

鑑定種別	金額（参考）	期間（参考）
(a) 登録可能性／新規性調査	約 30 米ドル	1～2 か月
(b) FTO／クリアランス調査	約 2,000 米ドル	事案による

(c) 特許検索サービス	約 500 米ドル	5～7 営業日
--------------	-----------	---------

⑪ 第三者による異議申立ての可否

前述のとおり、IPOP HL の鑑定結果は第三者には公開されないため、鑑定の内容について第三者が異議を申立てる機会はない。

⑫ 再鑑定の可否

再鑑定の可否については、特段定められていないが、現地代理人からのヒアリングによれば、原則として再鑑定は想定されていないのではないかとのことであった。

⑬ 鑑定結果に関する統計情報

IPOP HL の鑑定に関する統計情報は存在しない。

## 2. 私的機関による鑑定制度

### (1) 法律事務所

① 鑑定を行う私的機関の詳細

フィリピンにおいて知的財産鑑定を提供している主な私的機関としては、法律事務所及び知財事務所が挙げられる。

法律事務所及び知財事務所では、特許権、意匠権、商標権をはじめとする全ての知的財産権を対象とし、先行技術調査、登録可能性調査、有効／無効調査、類似性調査、FTO／クリアランス調査等、クライアントの依頼に応じて、あらゆる調査・鑑定を行っている。

② 私的機関による鑑定に関する根拠法令

法律事務所及び弁護士の資格や権限、義務等については弁護士法（"Rule 138, Rules of Court"）に、知財事務所及び知財代理人の資格や権限、義務等についてはフィリピン知的財産法に規定されているものの、知的財産鑑定の手続きや法的効果等を具体的に規制する法令は存在しない。

③ 鑑定結果の効果・有用性

法律事務所や知財事務所が作成する鑑定は、資格を有している弁護士又は知財代理人が作成しているものであることから、その信頼性は高く、出願（オフィスアクションへの応答手続き）、異議申立て、取消請求、侵害訴訟等の場面において有用な証拠となる。

④ 鑑定費用及び鑑定に要する期間

法律事務所や知財事務所の鑑定費用及び鑑定に要する期間は、事務所毎に設定されており、事案によっても大きく異なるが、参考までに現地代理人からヒアリングした鑑定費用及び鑑定に要する期間の一例を挙げる。

鑑定種別	費用	期間
(a) 先行技術調査（特許）	350 米ドル	5～10 営業日
(b) 有効／無効調査（特許）	1,500～3,000 米ドル	4～6 週間
(c) 侵害調査（特許）	1,500～3,000 米ドル	4～6 週間
(d) FTO 調査（特許）	2,000～4,000 米ドル	4～6 週間
(e) 類否調査（商標）	200 米ドル (1 商標・1 区分当たり)	5 営業日

(2) 大学・研究機関等

裁判や仲裁等の場面では、大学教授や研究機関が、裁判所や法律事務所等からの嘱託・依頼を受けて知的財産鑑定を行うこともあるが、一般的に利用されるものではない。

#### 第4章 本調査結果の分析・まとめ

以上が、本調査結果の詳細である。

ASEAN 主要国において、公的機関による知的財産鑑定サービスが実務的に利用されているのはベトナムのみである。ベトナムにおいては、知的財産権の権利行使の場面では VIPRI の鑑定書が重要視されていることから、権利行使を行う前に VIPRI の鑑定書を取得し、その結果に応じて権利行使を行うか否かを検討することができ、権利行使の結果も予測できることから、権利者にとって非常に有益なものと言えよう。

ベトナム以外の国では、一部の国で知的財産庁が知的財産権の検索サービスを提供しているものの、検索結果においては知的財産庁の分析や意見等は述べられず、検索結果がその後の登録手続きや権利行使の結果を何ら保証するものではないことから、利用される場面は限定されるであろう。もっとも、現地代理人からのヒアリングによれば、いずれの国においても、知的財産庁を含めた公的機関が知的財産鑑定に類似するサービスを提供することを模索しているようであることから、将来的に、他の国においても公的機関による知的財産鑑定に類似するサービスが提供される可能性があり、そうなった場合には、ベトナムと同様に権利者にとって有益なものとなることが期待される。

以 上

**知的財産法第 201 条**

## 第 201 条 知的財産権の鑑定

- (1) 知的財産権に関する鑑定とは、本条第 2 項及び第 3 項に規定する組織又は個人が知的財産権による自らの専門知識及び専門性を使用した知的財産権に関する事項に関する鑑定を意味する。
- (2) ベトナムにおける外国法律事務所を除き、以下の条件を満たす企業、組合、事業家、法律事務所は、知的財産権の鑑定を実施することができる。
  - (a) 法律の諸規定に従って、当該鑑定に必要とする要求を満たせる人材、設備と技術を有すること
  - (b) 企業登録証明書又は事業登録証明書に記述された知的財産権の鑑定を実施する機能を有すること
  - (c) 組織の所長又は当該所長により授権された者が知的財産権の鑑定員証を持っていること
- (3) 以下の条件を満たす個人は、権限のある機関によって知的財産権の鑑定員証を発給される。
  - (a) ベトナム人であり、活動に対し法的に特別な制限を受けていないこと
  - (b) ベトナムに恒久住居していること
  - (c) 専門家としての倫理観が正しいこと
  - (d) 鑑定員証の発給申請分野に相応しい専攻で学士以上の学位を有し、当該分野で 5 年間以上の経験を経過して鑑定業務の試験に合格したこと
- (4) 国家所管当局は、自らが受理した事件を処理するために知的財産権に関する鑑定を要求する権利を有する。
- (5) 知的財産権所有者及び他の関係組織又は個人は、自らの正当な権利及び利益を保護するため知的財産権に関する鑑定を請求する権利を有する。
- (6) 政府は、知的財産権の鑑定に関する組織とその業務内容を細則に規定する。

**政令 105 号第 6 章**

## 第 6 章 知的財産鑑定

## 第 39 条 知的財産鑑定の内容及び分野

1. 知的財産鑑定は、以下の内容を含む。
  - a) 本政令第 6 条に基づく知的財産権の保護対象の判定
  - b) 本政令第 5 条第 2 項及び第 7 条乃至第 14 条に基づく知的財産権の侵害要件を充足するか否かの判定
  - c) 同一性、同等性、類似性、混同性、不明瞭性、再現性の有無の判定

- d) 知的財産権の価値及び損害額の判定
- 2. 知的財産鑑定は、以下の分野を含む。
  - a) 著作権及び著作隣接権の鑑定
  - b) 産業財産権の鑑定
  - c) 植物品種の権利の鑑定

#### 第 40 条 知的財産鑑定依頼の権限及び知的財産鑑定の請求権

1. 知的財産鑑定依頼の権限のある機関は、知的財産法第 200 条に規定する紛争解決、侵害行為処分、審判請求解決及び知的財産の告訴の権限のある機関を含む。
2. 知的財産鑑定の請求権を有する組織及び個人は、以下の者を含む。
  - a) 知的財産権者
  - b) 侵害行為処分を請求され、又は知的財産に関する審判請求若しくは告訴を受けた組織及び個人
  - c) 知的財産に関する紛争、侵害、審判請求又は告訴に関する権利及び利益を有するその他の組織及び個人
3. 本条第 2 項に規定する鑑定請求権を有する組織及び個人は、知的財産鑑定組織又は知的財産鑑定者に自ら鑑定実施を請求し、又はその他の組織もしくは個人に委任し、請求させる権利を有する。

#### 第 41 条 知的財産鑑定依頼者及び知的財産鑑定請求者の権利及び義務

1. 知的財産鑑定の依頼者又は請求者は、以下の権利を有する。
  - a) 請求内容及び期限に基づき、鑑定結論の回答を鑑定組織又は鑑定者に要請する
  - b) 鑑定組織又は鑑定者に鑑定結論の説明を要請する
  - c) 本政令第 50 条に規定する追加鑑定又は再鑑定を要請する
  - d) 鑑定を要請した場合に、鑑定料金を交渉する
2. 鑑定依頼者又は請求者は、以下の義務を有する。
  - a) 鑑定組織又は鑑定者の要請に応じて、鑑定対象に関する確実かつ十分な資料、証拠及び情報を提供する
  - b) 鑑定依頼又は請求の内容に関する諸問題を明瞭かつ具体的に説明する
  - c) 交渉した鑑定料金を支払う。鑑定組織又は鑑定者が要請した時に、鑑定料金を前払いする
  - d) 鑑定組織又は鑑定者が要請した時に、鑑定対象の返還を受ける

#### 第 42 条 知的財産鑑定組織

1. 知的財産法第 201 条第 2 項に定める知的財産鑑定を実施する組織は、以下のものを含む。
  - a) 企業法に基づいて設立され、存続している企業
  - b) 組合法に基づいて設立され、存続している組合

- c) 事業家
  - d) 外国法律事務所、外資系法律事務所、ベトナム法律事務所と外国法律事務所の合弁形態の法律事務所を除く、弁護士法に基づいて設立され、存続している法律事務所
2. 知的財産鑑定組織は、以下の条件を充足しなければならない。
- a) 最低1名の知的財産鑑定員を有すること
  - b) オフィス及び設備を有すること
  - c) 鑑定に必要なデータベースを有していること
3. 知的財産鑑定組織は、登録した業務分野についてのみ鑑定業務を行うことができる。

#### 第43条 知的財産鑑定組織の権利及び義務

1. 知的財産鑑定組織は、以下の権利を有する。
- a) 事案毎に鑑定を実施するために知的財産鑑定員を雇用する権利
  - b) 別途法令で定める場合を除き、代理人、組織及び個人に対して、鑑定の目的で、鑑定対象に関する情報又は書類を提供するよう求める権利
  - c) その他法令で定める権利
2. 知的財産鑑定組織は、以下の義務を有する。
- a) 企業登録証明書又は事業登録証明書に記述された業務分野でのみ活動する義務
  - b) 鑑定に関する書類及び記録を保存、保管する義務
  - c) 鑑定を請求した代理人、組織及び個人の要請に基づいて機密情報及び書類を保持し、当該代理人、組織及び個人に生じた損害を補償する義務
  - d) その他法令で定める義務

#### 第44条 知的財産鑑定員

1. 知的財産鑑定員は、鑑定内容に関して評価を行い、結論を導くために適切な専門知識及び能力を有し、権限のある国家機関により知的財産鑑定員として認定され、知的財産鑑定員証の交付を受けている者でなければならない。
2. 知的財産法第201条第3項に定める要件を全て充足している者は、権限のある国家機関により知的財産鑑定員として認定され、知的財産鑑定員証の交付を受けることができる。
3. 知的財産鑑定員は、以下の権利を有する。
- a) 個人的又は知的財産鑑定組織の構成員として活動する権利
  - b) 関連する書類が鑑定結果を出すために不十分又は関連性がない場合に鑑定の実施を拒絶する権利
  - c) 鑑定において実験結果、専門家の結論又は意見を利用する権利
  - d) 別途法令で定める場合を除き、代理人、組織及び個人に対して、鑑定の目的で、鑑定対象に関する情報又は書類を提供するよう求める権利
  - e) その他法令で定める権利

4. 知的財産鑑定員は、以下の義務を有する。
- a) 鑑定記録を保管し、鑑定を請求した者から要求があった場合にこれを提供し、鑑定結果を説明する義務
  - b) 鑑定に関する証拠及び書類を保管する義務
  - c) 独立して鑑定結果を導き、自らの鑑定結果に責任を負う義務及び故意に誤った鑑定結果を出した場合に代理人、組織及び個人に生じた損害を賠償する義務
  - d) 鑑定の対象又は事案に利害関係を有し、又は鑑定結果の客観性に影響を与えるその他の理由がある場合に、鑑定を拒絶する義務
  - e) 鑑定を請求した代理人、組織及び個人の要請に基づいて機密情報及び書類を保持し、当該代理人、組織及び個人に生じた損害を補償する義務
  - f) 鑑定の方法及び手順に関する規制を遵守する義務
  - g) その他法令で定める義務

#### 第45条 鑑定依頼

1. 鑑定依頼は、文書で作成されなければならない。
2. 鑑定依頼文書は、主に以下の内容を有しなければならない。
  - a) 鑑定依頼機関の名称及び住所、鑑定依頼者の氏名及び職務
  - b) 知的財産鑑定組織又は鑑定者の名前及び住所
  - c) 鑑定対象及び内容
  - d) 関連の証拠、資料及び証拠物件
  - d) 鑑定結論通知の期限

#### 第46条 鑑定請求

1. 鑑定請求については、鑑定請求者と知的財産鑑定組織又は鑑定者との鑑定業務契約が作成されなければならない。
2. 鑑定業務契約は、以下の内容を有しなければならない。
  - a) 鑑定請求を行う組織又は個人の名前及び住所
  - b) 知的財産鑑定組織又は鑑定者の名前及び住所
  - c) 鑑定を要する内容
  - d) 関連の証拠、資料及び証拠物件
  - d) 鑑定結果の通知期限
  - e) 各当事者の権利及び義務
  - f) 契約違反の責任

#### 第47条 知的財産鑑定対象の引渡し、受領及び返却

鑑定依頼又は請求は、鑑定対象を伴った場合には、鑑定対象の引渡し、受領及び返却について、書面による記録を作成しなければならない。当該記録には、主に以下の内容を含めなければならない。

- a) 鑑定対象の引渡し、受領及び返却の時間並びに場所
- b) 鑑定対象の引渡し側、受領側又はその代表者の名前及び住所
- c) 鑑定対象の名前、関連の資料又は物件
- d) 引渡し、受領及び返却時の鑑定対象の保存状況及び方法
- e) 鑑定対象の引渡し側及び受領側の署名

#### 第 48 条 知的財産鑑定の見本採取

1. 知的財産鑑定組織又は鑑定者は、自ら鑑定見本（侵害要件及び保護中の知的財産対象である具体的な物件）を採取し、又は鑑定依頼者又は請求者に鑑定見本の提供を求めることができる。鑑定見本採取については、書面による記録を作成し、証明のために関連当事者が署名しなければならない。
2. 鑑定見本の引渡し、受領及び返却については、本政令第 47 条の規定を遵守する。

#### 第 49 条 知的財産鑑定の実施

1. 知的財産鑑定は、1 名又は複数名の知的財産鑑定員により行われる。個人鑑定は、1 名の鑑定員により行われる鑑定である。集団鑑定は、2 名以上の鑑定員により行われる鑑定である。
2. 個人鑑定の場合、鑑定員は、鑑定の全部を実施し、自らの鑑定結果に完全な責任を負う。同じ専門分野に属する問題に関する集団鑑定の場合、それらの鑑定員は、共に鑑定を行い、共同鑑定結果に署名し、鑑定結果に関して共同で責任を負う。鑑定員間に異論のある場合、それぞれの鑑定員は、共同鑑定結果にそれぞれの意見を記述し、その意見に関する責任を負う。異なる専門分野に属する諸問題に関する集団鑑定の場合、それぞれの鑑定者は、それぞれの分野の鑑定を実施し、自らの鑑定結果に関して責任を負う。

#### 第 50 条 追加鑑定・再鑑定

1. 追加鑑定は、鑑定の内容について鑑定結果が不明瞭かつ不十分である場合又は明確化を要する事情が新たに発生した場合に行われる。追加鑑定の請求及び追加鑑定の実施は、初回鑑定の各規定を遵守する。
2. 再鑑定は、鑑定依頼者又は請求者が鑑定結果に満足しない場合又は鑑定対象と同一の問題に関する鑑定の各結果が矛盾する場合に行われる。再鑑定は、鑑定依頼者又は請求者の要求に応じて、以前に鑑定を行った鑑定組織若しくは鑑定員又はその他の鑑定組織若しくは鑑定員により行われる。
3. 鑑定対象と同一の事項について、鑑定結果と知的財産権を所管する国家機関の専門意見との間に相違がある場合、鑑定依頼者又は請求者は追加鑑定又は他の鑑定組織若しくは鑑定員による鑑定を求めることができる。必要がある場合、鑑定依頼機関は、鑑定対象となっている問題に関する専門家意見を収集するために、鑑定依頼機関及び組織の専門家及び代理人で構成される助言委員会を組織することができる。

#### 第 51 条 鑑定結果文書

1. 鑑定結果文書は、事案に対処するために、関係官庁のための証拠源として機能する。鑑定結果文書は、知的財産権侵害又は紛争事案を決定づけるものではない。
2. 鑑定結果文書は、主に以下の内容を有しなければならない。
  - a) 知的財産鑑定組織又は鑑定者の名前及び住所
  - b) 鑑定依頼機関又は鑑定請求組織若しくは個人の名前及び住所
  - c) 鑑定の対象、内容及び範囲
  - d) 鑑定実施方法
  - d) 鑑定結果
  - e) 鑑定の実施及び完了の期間及び場所
3. 鑑定結果文書には、鑑定を行った鑑定者の署名が必要である。鑑定組織の場合には、鑑定を行った鑑定者及び鑑定組織の最高責任者の署名及びその組織の押印が必要である。

#### 第 52 条 鑑定実施における禁止行為

以下の行為は、鑑定の実施に際して禁止される。

- a) 鑑定拒絶事由に該当する場合に、鑑定を受理し、実施すること
- b) 虚偽の鑑定結果を意図的に下すこと
- c) 鑑定を行う際に知りうる秘密情報を関連各当事者の許可なしに漏洩すること
- d) 鑑定資格及び鑑定事業を私腹を肥やすために悪用すること

#### 第 53 条 鑑定料金

依頼による知的財産鑑定の料金は、料金及び手数料に関する法律の規定に従うものとする。請求による知的財産鑑定の料金は、各当事者の交渉による。

**GIÁM ĐỊNH SỞ HỮU CÔNG NGHIỆP – MẪU TỜ KHAI**

<p><b>TỜ KHAI</b> <b>YÊU CẦU GIÁM ĐỊNH SỞ HỮU CÔNG NGHIỆP</b></p> <p>Kính gửi: Viện Khoa học sở hữu trí tuệ Số 39 Trần Hưng Đạo, Hoàn Kiếm, Hà Nội</p>	<p><b>Dấu nhận đơn</b> (Dành cho Viện Khoa học sở hữu trí tuệ)</p>
<p><b>NGƯỜI YÊU CẦU GIÁM ĐỊNH</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Tên (họ tên): .....</li> <li>• Địa chỉ (Trụ sở): .....</li> <li>• Điện thoại: ..... Fax: ..... E-mail: .....</li> <li>• Yêu cầu giám định với tư cách là: <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Chủ thể quyền sở hữu công nghiệp</li> <li><input type="checkbox"/> Người bị xử lý / bị khiếu nại, tố cáo vì xâm phạm quyền sở hữu công nghiệp</li> <li><input type="checkbox"/> Người có quyền, lợi ích liên quan</li> </ul> </li> <li>• Người đại diện theo ủy quyền của Người yêu cầu giám định:  Tên (họ tên): .....  Địa chỉ: .....  Điện thoại: ..... Fax: ..... E-mail: .....</li> </ul>	
<p><b>ĐỐI TƯỢNG GIÁM ĐỊNH</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Tên đối tượng giám định: .....</li> <li>• Đối tượng được bảo hộ tương ứng: <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> Sáng chế / giải pháp hữu ích</li> <li style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> Nhãn hiệu</li> <li style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> Thiết kế bố trí mạch tích hợp</li> <li style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> Chỉ dẫn địa lý</li> <li style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> Kiểu dáng công nghiệp</li> <li style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> Tên thương mại</li> <li style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> Khác, cụ thể là .....</li> </ul> </li> <li>• Dạng thể hiện của đối tượng giám định: <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> Tài liệu dạng giấy</li> <li style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> Video, CD, DVD</li> <li style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> Ảnh chụp</li> <li style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> Mẫu vật</li> <li><input type="checkbox"/> Dạng khác, cụ thể là: .....</li> </ul> </li> </ul>	
<p><b>MỤC ĐÍCH GIÁM ĐỊNH</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Xử lý hành vi xâm phạm quyền sở hữu công nghiệp do người thứ ba thực hiện. Cụ thể là: <ul style="list-style-type: none"> <li>- Người bị nghi ngờ thực hiện hành vi xâm phạm (tên, địa chỉ): .....</li> <li>.....</li> <li>.....</li> <li>- Hành vi bị nghi ngờ xâm phạm: .....</li> <li>.....</li> <li>.....</li> </ul> </li> </ul>	

Phản đối cáo buộc của người khác về việc xâm phạm quyền sở hữu công nghiệp, cụ thể là:

- Người cáo buộc (*họ tên, địa chỉ*): .....

.....

- Tóm tắt cáo buộc (*xâm phạm cái gì, hành vi nào bị coi là xâm phạm*):.....

.....

.....

Xem xét hiệu lực hoặc phạm vi bảo hộ của quyền sở hữu công nghiệp được xác lập

Mục đích khác, cụ thể là:.....

.....

.....

**NỘI DUNG YÊU CẦU GIÁM ĐỊNH**

Xác định phạm vi bảo hộ quyền sở hữu công nghiệp, cụ thể là:.....

.....

.....

Đánh giá tính tương tự, cụ thể là:.....

.....

.....

Xác định yếu tố xâm phạm, cụ thể là:.....

.....

.....

Xác định giá trị thiệt hại, cụ thể là:.....

.....

.....

**THỜI HẠN GIÁM ĐỊNH**

.....

***Tài liệu, mẫu vật kèm theo***

<p><input type="checkbox"/> Tờ khai yêu cầu giám định</p> <p><input type="checkbox"/> Giấy uỷ quyền</p> <p><input type="checkbox"/> Tài liệu thể hiện căn cứ xác lập quyền sở hữu công nghiệp (Văn bằng bảo hộ, Giấy chứng nhận li-xăng,...)</p> <p><input type="checkbox"/> Tài liệu thể hiện đối tượng giám định (tài liệu mô tả, ảnh chụp, bản vẽ,...)</p> <p><input type="checkbox"/> Phí nộp đơn giám định</p> <p><input type="checkbox"/> Tài liệu khác, cụ thể là: .....</p> <p>.....</p> <p><input type="checkbox"/> Mẫu vật, số lượng</p>	<p>....., ngày ..... tháng ..... năm</p> <p>.....</p> <p><b>Người yêu cầu giám định</b></p> <p>(<i>Họ tên, chữ ký, dấu nếu có</i>)</p>
--	--

[参考和訳]

知的財産鑑定 – 申請書

申請 知的財産鑑定	申請受領 (知的財産研究所用)				
知的財産知研究所 御中 ハノイ市ホアンキエム区トランフンダオ通り 39 番					
鑑定申請					
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 名称 (フルネーム): .....</li> <li>● 住所 (本店): .....</li> <li>● 電話番号: ..... Fax: ..... E-mail: .....</li> <li>● 申請者:               <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 知的財産権者</li> <li><input type="checkbox"/> 知的財産権の使用者 / 請求者・被請求者又は侵害者・非侵害者</li> <li><input type="checkbox"/> 利害関係人</li> </ul> </li> <li>● 申請者の代理人:               <ul style="list-style-type: none"> <li>名称 (フルネーム): .....</li> <li>住所: .....</li> <li>電話番号: ..... Fax: ..... E-mail: .....</li> </ul> </li> </ul>					
鑑定対象					
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鑑定対象の名称:.....</li> <li>● 権利種別:               <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 特許 / 実用新案</li> <li><input type="checkbox"/> 回路配置利用権</li> <li><input type="checkbox"/> 工業意匠</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 商標</li> <li><input type="checkbox"/> 地理的表示</li> <li><input type="checkbox"/> 商号</li> <li><input type="checkbox"/> その他 .....</li> </ul> </td> </tr> </table> </li> <li>● 鑑定対象の媒体:               <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 紙・書類</li> <li><input type="checkbox"/> 写真</li> <li><input type="checkbox"/> その他:.....</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ビデオ、CD、DVD</li> <li><input type="checkbox"/> サンプル</li> </ul> </td> </tr> </table> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 特許 / 実用新案</li> <li><input type="checkbox"/> 回路配置利用権</li> <li><input type="checkbox"/> 工業意匠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 商標</li> <li><input type="checkbox"/> 地理的表示</li> <li><input type="checkbox"/> 商号</li> <li><input type="checkbox"/> その他 .....</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 紙・書類</li> <li><input type="checkbox"/> 写真</li> <li><input type="checkbox"/> その他:.....</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ビデオ、CD、DVD</li> <li><input type="checkbox"/> サンプル</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 特許 / 実用新案</li> <li><input type="checkbox"/> 回路配置利用権</li> <li><input type="checkbox"/> 工業意匠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 商標</li> <li><input type="checkbox"/> 地理的表示</li> <li><input type="checkbox"/> 商号</li> <li><input type="checkbox"/> その他 .....</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 紙・書類</li> <li><input type="checkbox"/> 写真</li> <li><input type="checkbox"/> その他:.....</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ビデオ、CD、DVD</li> <li><input type="checkbox"/> サンプル</li> </ul>				
鑑定目的					
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 第三者による知的財産権の侵害への対処。詳細:               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 侵害行為の侵害者 (名称、住所):.....</li> <li>.....</li> <li>.....</li> <li>- 侵害行為: .....</li> <li>.....</li> <li>.....</li> </ul> </li> </ul>					

第三者からの知的財産権の侵害請求への反論:

- 請求者 (名称、住所): .....

.....

- 請求の概要 (侵害対象、侵害行為):.....

.....

知的財産権の有効性又は保護範囲の審査

その他:.....

.....

.....

鑑定請求の内容

知的財産権の保護範囲の確定:.....

.....

.....

類比鑑定:.....

.....

.....

侵害要素の特定:.....

.....

.....

損害額の算定:.....

.....

.....

.....

鑑定の制限

.....

添付書類・物件

鑑定申請書

委任状

知的財産権が保護されていることの証明書 (登録証、ライセンス契約等)

鑑定対象を示す書類 (説明書類、写真、図面等)

申請料

その他の書類: .....

.....

証拠物件・数量

.....年.....月.....日.....

鑑定申請者

(フルネーム、署名、押印 (もしあれば))



#### **Annex A: Factsheet on IPOS International**



#### **About IPOS International**

IPOS International is a wholly owned subsidiary of the Intellectual Property Office of Singapore (IPOS), housing over 100 IP experts in areas such as IP strategy and management, patent search and analysis, and IP education and training.

As the expertise and enterprise engagement arm of IPOS, our focus is on helping enterprises and industries use IP and intangible assets for business growth.

Our ambition is to be the international Centre of Excellence for intangible assets, anchoring Singapore as a hub for global innovation flows. We aim to use our expertise, partnerships and networks in the innovation ecosystem worldwide to bridge possibilities for intangible asset-rich enterprises and industries seeking to grow.

#### **Vision and Mission**

Our Vision: A Singapore where innovative enterprises use intangible assets to grow.

Our Mission: We catalyse industry and enterprise growth by providing IP and intangible asset expertise.

#### **Services**

At IPOS International, we work closely with public agencies and private enterprises across the world to support them through their innovation journey.

We do not believe in a one-size-fits-all approach and therefore aim to first understand your goals, challenges and needs. This allows us to have a clear idea of where you are heading and provide the right solutions to support that journey. We draw on our unique multi-cultural and multi-lingual capabilities to bring to the table data, insights and experiences from Western and Asian contexts. We

*Ideas Today. Assets Tomorrow.*

---

#### **Intellectual Property Office of Singapore**

1 Paya Lebar Link, #11-03  
PLQ 1, Paya Lebar Quarter  
Singapore 408533

**T** +65 6339 8616  
**F** +65 6339 0252  
**W** [www.ipos.gov.sg](http://www.ipos.gov.sg)

also work with other partners in Singapore's innovation ecosystem to provide you with a wider range of tools and solutions.

The following are some areas of IPOS International's domain expertise:

1. IP management and strategy solutions that assist enterprises in understanding and managing their intangible assets to:
  - Chart growth plans and action points in alignment with business strategy
  - Create competitive edge
  - Strengthen market position and unlock value
  - Evaluate commercial potential of innovation
2. Patent search and analysis that combines IP knowledge with deep technical expertise to:
  - Deliver insights on industry and technology trends to bolster R&D decisions
  - Develop comprehensive patent search reports to uncover the state of the art
  - Produce competitor landscapes to facilitate technology transfer, licensing or acquisition
  - Ascertain validity of patents for licensing and litigation support
3. Education and training programmes, from foundational to industry-specific and deep-skilling for enterprises and industries, and courses that address the needs of public agencies:
  - Executive: Public and corporate short courses; blended online learning available 24/7
  - Industry-specific: IP knowledge and competency for specific job roles; customised courses tailored to an organisation's needs
  - Deep skilling: Certification programmes – Master of IP and Innovation Management in collaboration with Singapore University of Social Sciences; Specialist Certificate in Intangible Asset Management

*Ideas Today. Assets Tomorrow.*

---

**Intellectual Property Office of Singapore**

1 Paya Lebar Link, #11-03  
PLQ 1, Paya Lebar Quarter  
Singapore 408533

**T** +65 6339 8616  
**F** +65 6339 0252  
**W** [www.ipos.gov.sg](http://www.ipos.gov.sg)

(出典 : IPOS ホームページ ([https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/media-events-docs/press-releases/ip-week-2019\\_annex-a---factsheet-on-ipos-international.pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/media-events-docs/press-releases/ip-week-2019_annex-a---factsheet-on-ipos-international.pdf)) から引用)



KEMENTERIAN HUKUM DAN HAK ASASI MANUSIA R.I.  
 DIREKTORAT JENDERAL KEKAYAAN INTELEKTUAL  
 DIREKTORAT PATEN, DTLST DAN RAHASIA DAGANG

**FORMULIR PERMOHONAN PENELUSURAN PATEN**

Dengan ini saya/kami :

Nama : .....  
 Alamat : .....  
 Email/Telepon : .....  
 Nama Konsultan : .....  
 Alamat : .....

Bersama ini kami mengajukan permohonan penelusuran paten mengenai subjek mater/  
 status zak aktif, sehubungan dengan permohonan paten di Indonesia sebagai berikut:

<input type="checkbox"/>	Subjek Mater* (non-farmasi) :
<input type="checkbox"/>	Patent Family :
<input type="checkbox"/>	Senyawa* : <input checked="" type="checkbox"/> Original <input checked="" type="checkbox"/> Garam <input checked="" type="checkbox"/> Kristal
<input type="checkbox"/>	Senyawa Tunggal/Kombinasi*: <input checked="" type="checkbox"/> Bentuk Sediaan : <input type="checkbox"/> Tablet <input type="checkbox"/> Kapsul <input type="checkbox"/> Injeksi <input type="checkbox"/> Inhaler <input type="checkbox"/> Sustained Release <input type="checkbox"/> ..... <input checked="" type="checkbox"/> Penggunaan (untuk indikasi medis baru): ..... <input checked="" type="checkbox"/> Proses Pembuatan (untuk proses baru): .....
<input type="checkbox"/>	Komposisi/Formulasi :

\*) Harus dilengkapi dengan abstrak/klaim/gambar, rumus kimia, merk index (atau data lainnya) dan innovator (jika ada)  
 \*\*) Biaya per item Rp. 500.000,-

Demikianlah permohonan penelusuran paten ini, atas perhatian dan bantuannya disampaikan terimakasih.

Jakarta, ..... 20..

.....  
 Jabatan

[参考英訳]

MINISTRY OF LAW AND HUMAN RIGHTS OF REPUBLIC OF INDONESIA  
 DIRECTORATE GENERAL OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS  
 DIRECTORATE OF PATENT, DTLST, TRADE SECRET

**PATENT SEARCH APPLICATION FORM**

I/We Hereby:

Name :  
 Address :  
 Email/Telephone :  
 Consultant Name :  
 Address :

With this we submit our application for patent search concerning to subject matter/active ingredient, in relation to patent application in Indonesia as follows:

<input type="checkbox"/>	Subject Matter* (non-pharmacy) :
<input type="checkbox"/>	Patent Family :
<input type="checkbox"/>	Compound* : <input checked="" type="checkbox"/> Original <input checked="" type="checkbox"/> Salt <input checked="" type="checkbox"/> Crystal
<input type="checkbox"/>	Single compound/combination*: <input checked="" type="checkbox"/> Dosage Form : <input type="checkbox"/> Tablet <input type="checkbox"/> Capsule <input type="checkbox"/> Injection <input type="checkbox"/> Inhaler <input type="checkbox"/> Sustained Release <input type="checkbox"/> ..... <input checked="" type="checkbox"/> Usage (for new medical indication): ..... <input checked="" type="checkbox"/> Manufacturing Process (for new process): .....
<input type="checkbox"/>	Composition/Formulation :

\*) must be completed with abstract/claims/drawings, chemical formula, merck index (or other data) and innovator (if any)  
 \*\*) Cost per Item Rp. 500.000,-

Thank you for your attention and assistance.

Jakarta, ..... 20

.....  
 Title:

商標法規則

## 第 17 条 予備的助言

- (1) 商品又は役務に関する商標の登録を出願しようとする者は、登録官に対して、当該商標の複製したイメージを伴った様式 TM4 の書面により、当該商標が対象の商品又は役務に関して商標法第 10 条に定める意味における固有の識別性を有していると登録官にとって一応推定されるか否かの助言を求めることができる。
- (2) 別紙 3 に定める異なる区分に含まれる商品又は役務に関しては、異なる申請が行わなければならない。
- (3) 登録官が拒絶査定を行った登録出願申請に関して納付された手数料の返還を受けるためには、商標法第 73 条第 3 項に基づく出願取下げの通知は、登録官の拒絶通知の受領日から 1 月以内に書面で提出されなければならない。

## 第 17A 条 調査請求

如何なる者も、別紙 3 に定める 1 つの区分に分類される特定の商品又は役務に関して、ある商標に類似する商標が調査日現在において既に登録されているか否かの調査を、当該商標の複製したイメージを添付した様式 TM4A の書面により登録官に対して請求することができ、登録官は当該調査を行い、調査の結果を調査請求人に通知しなければならない。

## 特許庁委託事業

ASEAN 主要国における知的財産鑑定の制度・運用に関する調査

## 発行

日本貿易振興機構バンコク事務所 知的財産部

## 協力

TMI Associates (Thailand) Co., Ltd.

2020 年 1 月発行 禁無断転載

本冊子は、2019年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った TMI Associates (Thailand) Co., Ltd. が作成した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。

Copyright (C) 2020 JPO/JETRO. All right reserved.